処分等年月日	事業者名	処分等の種類	事故概要	処分・指導内容	違反点数付与状況
2024年10月31日	斎島汽船株式会社	警告	久比港内において、入港のため桟橋に接近中、乗組員による機関操作が適切に行われなかったことにより、同桟橋に衝突し旅客3名が負傷する事故が発生した。これを受け、中国運輸局及び呉海事事務所が令和6年5月15日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、同社の安全管理規程に定める着岸時の旅客の転倒事故防止措置が不十分であった等、安全管理規程の一部が遵守されていないことが確認された。 今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同社に対し輸送の安全確保に関する警告書を発出した。	③運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の 遵守を確実にして、その実施を図ること。 ④船長は、安全管理規程第30条に基づき、出入港時や事故処理基準に定める事故が発生したとき等の場合には、同基準第4条	違反点数 12点 累計点数 12点